

広 資 料 第 2 6 号
令 和 4 年 4 月 1 2 日
都 市 整 備 部 都 市 計 画 課
市 民 情 報 提 供 資 料

都営村山団地建替事業に伴う区画道路等の整備・管理等に
関する協定の締結について

このことについて、令和4年3月31日付で都営村山団地内の市所有地
(旧法定外公共物(赤道))の処理と緑が丘地区地区計画に位置付けられた
地区施設の区画道路等の整備・管理等について協定を締結しましたのでお
知らせします。

協定内容の概要

- 都営村山団地
- 行政界



補助道路1号の位置及び形状、面積等については今後調整（水色の区域内に市が整備予定）

【整備主体と管理主体】
補助道路1号
 ⇒市が整備し維持管理
区画道路1号
 ⇒都が整備し、市が維持管理
区画道路4・5・6及び外周道路
 ⇒市が維持管理